【事後調査の結果】

調査項目:史跡・文化財

予測した事項 計画区域内の文化財の現状変更の程度

周辺地域の文化財の損傷等の程度

1 調査地域

計画区域内及びその周辺とした。

2 調査手法

(1) 調査事項

ア 予測した事項

- 1) 計画区域内の文化財の現状変更の程度
- 2) 周辺地域の文化財の損傷等の程度

イ 予測条件の状況

- 1) 造成工事(切盛土の範囲)の状況
- ウ 環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査時点

ア 予測した事項

1) 計画区域内の文化財の現状変更の程度

E工区の工事施行中とし、調査期日は平成30年4月1日(月)及び平成31年4月1日(月)とした。

2) 周辺地域の文化財の損傷等の程度

工事施行前及び工事施行中とし、調査期日は表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 周辺地域の文化財の損傷等の調査期日

調査時点	調査期日		
工事施行前	平成 20 年 7 月 18 日(金)		
	平成 31 年 3 月 22 日(金)		
工事施行中	令和 2年3月25日(水)		

イ 予測条件の状況

工事の施行中の適時とした。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

工事の施行中の適時とした。

(3) 調査地点

ア 予測した事項

1) 計画区域内の文化財の現状変更の程度

図 5-1(1)~(2)及び表 5-2 に示す国指定文化財の 1 地点(番号 1)とした。

2) 周辺地域の文化財の損傷等の程度

図 5-1(1)~(2)及び表 5-2 に示す稲城市指定文化財の 3 地点(番号 8~10)とした。

表 5-2 文化財の状況

指定 区分	番号	種類	名 称	所在地	対象の 時代区分	文化財の概要	指定 年月日
国	1	重要無形民俗文化財	江戸の里神楽	稲城市 矢野口 2434	応安 6 年 (1373)~	「神楽」は古代に発生した芸能であり、民族芸能の中では最も古い歴史を持つものと言われ、その起源は神霊を慰めるために演じたもので、神に捧げる舞踊であった。ここにある「江戸の里神楽」は、現在都内で伝承されている間宮和麿社中(品川区)など4つの里神楽のうちの一つである「山本頼信社中の里神楽」であり、山本家近くにあった国安神社で神楽を舞ったのが始まりと言われ、江戸時代から現代に至るまで綿々と受け継がれている。	平成6年 12月13日
稲城市	8	有形民俗 文化財	庚申塔	稲城市 矢野口 2411	貞亨元年 (1684)	「庚申塔」とは、庚申(かのえさる)の日に講中の人たちが当番の家に集まり、一定の儀式のあと夜を徹して飲食を共にし、夜明けとともに解散する「庚申講」(江戸時代以降に農民で流行した庶民信仰)の継続を記念して、供養のために講中の人々によって建立された建造物である。ここにある「庚申塔」は、現在稲城市内で確認されている40基の塔のうちの一つであり、威光寺内に現存している。	
	9	IJ	板 碑	稲城市 矢野口 2454		「板碑」とは、鎌倉時代から安土桃山時代にかけて建立された供養塔であり、死後の追善や後世の安楽を願って建てもれた建造物である。 ここにある「板碑」は、現在稲城市内で確認されている 245 基の碑のうちの一つであり、市内最大でかつ形が整った保存状態が良好な板碑として妙覚寺境内に現存している。	昭和 52 年 2 月 28 日
	10	IJ	筆塚	11	嘉永7年 (1854)	「筆塚」とは、江戸時代後期から明治時代にかけて建立された供養塔であり、書道の師や文豪家が死亡した際に、その人物の功績をたたえるために建てられた建造物である。 ここにある「筆塚」は、指導者の永年にわたる学業指導の功績と徳をたたえ嘉永7年に建立されたものであり、妙覚寺境内に現存している。	昭和 60 年 1 月 23 日

注)文化財の番号は評価書で記載した番号とした。

図 5-1(2) 史跡・文化財調査地点図(令和元年度)

イ 予測条件の状況

計画区域内とした。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

計画区域内及びその周辺とした。

(4) 調査方法

ア 予測した事項

1) 計画区域内の文化財の現状変更の程度

文化財の保存方法について関連資料により確認した。

2) 周辺地域の文化財の損傷等の程度

文化財の損傷等の有無を現地踏査により確認した。

イ 予測条件の状況

関連資料の整理とした。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

関連資料の整理とした。

3 調査結果

(1) 事後調査の結果の内容

ア 予測した事項

1) 計画区域内の文化財の現状変更の程度

計画区域内にある国指定の無形民俗文化財「江戸の里神楽」については、E 工区の事業着手前に文化財管理者と協議を行い、文化財の関連品目を文化財管理者の個人宅とともに仮移転し、管理・保存を継続した。令和元年7月30日より、文化財の関連品目を文化財管理者の個人宅とともに、計画区域内に移転を開始し、8月末に完了した。

保存状況は表 5-3 に示すとおりである。

表 5-3 国指定の無形民俗文化財「江戸の里神楽」の保存状況

仮移転期日	平成 23 年 12 月 14 日(水)
仮移転場所	稲城市向陽台6丁目
調査期日	平成 30 年 4 月 1 日(日) 平成 31 年 4 月 1 日(月)
保存状況	仮移転先にて、文化財の関連品目を適切に 管理・保存を継続した。令和元年 7 月 30 日に計画区域内に移転を開始し、8 月末に 完了した。

2) 周辺地域の文化財の損傷等の程度

① 稲城市有形民俗文化財「庚申塔」

文化財の損傷等の有無を現地踏査により確認した結果、写真 5-1 に示すとおり損傷等はみられなかった。







写真 5-1 稲城市有形民俗文化財「庚申塔」の状況

② 稲城市有形民俗文化財「板碑」

文化財の損傷等の有無を現地踏査により確認した結果、写真 5-2 に示すとおり損傷等 はみられなかった。







写真 5-2 稲城市有形民俗文化財「板碑」の状況

③稲城市有形民俗文化財「筆塚」

文化財の損傷等の有無を現地踏査により確認した結果、写真 5-3 に示すとおり損傷等はみられなかった。



平成 30 年度工事施行中 (平成 31 年 3 月 22 日(金)撮影)



令和元年度工事施行中 (令和2年3月25日(水)撮影)



写真 5-3 稲城市有形民俗文化財「筆塚」の状況

イ 予測条件の状況

1) 造成工事(切盛土の範囲)の状況

平成30年度及び令和元年度に造成工事を行った区域は、図5-1(1)~(2)(p.115~p. 116)に示すとおりである。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 5-4 に示すとおりである。

平成30年度及び令和元年度の工事における史跡・文化財に関する苦情はなかった。

表 5-4 環境保全のための措置の実施状況					
評価書記載事項	実施状況				
 ・計画区域内にある国指定の無形民俗文化財「江戸の里神楽」については、当該地は工事の施行によって改変されるが、文化財保護法に則り、当該文化財管理者と協議の上、当該文化財の関連品目を適切な場所へ移転することにより、保存が継続される。 ・周辺にある稲城市指定文化財「筆塚」、「板碑」及び「庚申塔」については、工事中の建設作業振動によって損傷等を及ぼさないよう、必要に応じて低振動型建設機械の採用に努める。 	・国指定の重要無形民俗文化財「江戸の 里神楽」は、文化財保護法に則り、文 化財管理者と協議を行い、工事着手前 に、該当する文化財の関連品目を適切 な場所へ仮移転し、管理・保存を継続 した。 ・周辺にある稲城市指定の有形民俗文化財 「筆塚」、「板碑」及び「庚申塔」に影響				
・文化財保全のための措置の実施については、文化 庁、又は稲城市教育委員会の意見を参考に行う。 ・工事の施行中に未周知の埋蔵文化財が出土した	神楽」については、事前に文化庁、稲城 市教育委員会と協議した上で、適切な場 所に仮移転することにより、管理・保存 を継続した。 ・平成30年度及び令和元年度の工事施行中に				
場合は、速やかに関係機関に連絡し、協議の上、現況保存、記録保存等の適切な措置を講じることとする。	新たな未周知の埋蔵文化財の出土はなかった。				
・埋蔵文化財保全のための措置の実施について は、東京都教育委員会、又は稲城市教育委員会 の意見を参考に行う。	・東京都教育委員会、稲城市教育委員会、稲城市文化財保護審議委員会による専門機関として調査指導委員会を設置し、その指導のもと試掘調査及び本調査を平成22年度までに実施した(本調査結果は事後調査報告書(工事の施行中その1及びその3で報告済み))。確認された遺構、遺物の状況は、「東京都稲城市南山東部遺跡発掘調査報告書」(2012.3 玉川文化財研究所)として記録保存を図った。なお、計画区域内の埋蔵文化財は、平成22年度までにすべて調査報告済みである。				

(2) 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

ア 計画区域内の文化財の現状変更の程度

計画区域内にある国指定の重要無形民俗文化財「江戸の里神楽」については、文化財保護法に則り、E工区の事業着手前に当該文化財管理者と協議の上、当該文化財の関連品目については適切な場所へ仮移転し、管理・保存を継続した。令和元年7月30日に計画区域内に移転を開始し、8月末に移転を完了していることから、予測結果のとおり造成工事等の実施が当該文化財の存続に影響を及ぼしていないものと考える。

イ 周辺地域の文化財の損傷等の程度

計画区域周辺にある稲城市指定の有形民俗文化財「庚申塔」、「板碑」及び「筆塚」については、工事施行中に実施した文化財の損傷等の有無の確認調査では損傷等は見られず、予測結果のとおり指定文化財に損傷等を与えていないものと考える。